

松くい虫被害拡大防止事業費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 20 日

改正 令和 7 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松くい虫による庭木等の松の被害に対し、被害拡大や倒木等による二次災害を防ぐため、松の所有者等が行う対策事業に要する経費に補助することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助事業対象者は、由利本荘市管内に森林を所有する個人及び団体等とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、松くい虫被害木の伐倒駆除等とする。

2 松くい虫とは、松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ昆虫をいう。

3 庭木等の松とは原則として地目が山林以外の土地であり、国・県の補助事業の対象外の松をいう。

4 事業実施にあたっては、市が指名する業者に必ず依頼しなければならないものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、前条の補助対象事業の実施に必要な経費とする。

2 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

(1) 枝払い等による景観維持とみなされる経費

(2) 被害予防目的の樹幹注入作業に要する経費

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の 1 / 2 以内、100 万円を上限とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。